

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について

ヒトパピローマウイルス感染症に係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）については、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」（令和3年11月26日健発1126第1号厚生労働省健康局長通知）により、「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」（平成25年6月14日健発0614第1号、令和2年10月9日健発1009第1号一部改正厚生労働省健康局長通知）において通知された、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）の積極的勧奨の差控えが廃止されたことから、HPVワクチン定期接種対象の方及びHPVワクチンの積極的な勧奨の差控えにより接種機会を逃した方（以下「キャッチアップ接種対象者」という。）の今後の対応について、下記のとおり実施する。

記

1 HPVワクチン定期接種対象の方の対応について

(1) 令和4年度の対応

HPVワクチンの積極的勧奨の差控えにより予診票を個別送付できなかった令和4年度中に中学1年生から高校1年生に相当する女子で、かつHPVワクチン未接種の方に対し、令和4年5月以降（予定）に予診票を個別送付する。

(2) 令和5年度以降の対応

標準的な接種期間に当たる方（中学1年生に相当する女子）で、かつHPVワクチン未接種の方に対し、予診票を個別送付する（発送時期は、中学1年生となる日の属する年度前の3月を予定）。

2 キャッチアップ接種対象者の対応について

(1) 接種対象者及び接種期間

接種対象者	接種期間
平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女性	令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間
平成18年度生まれの女子	令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間
平成19年度生まれの女子	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

(2) 個別の勧奨について

キャッチアップ接種対象者には令和4年5月以降(予定)に予診票を個別送付する。

(3) HPVワクチン接種を中断していた方について

キャッチアップ接種対象者のうち、HPVワクチンを過去に1回又は2回接種した後、接種を中断し、3回接種のスケジュールを最後まで完了していない方(以下「接種中断者」という。)への対応については、以下のとおりとする。

ア 接種中断者についても、1回又は2回接種した後の接種間隔にかかわらず、キャッチアップ接種の対象とする。

イ 接種中断者に対しては、接種を初回からやり直すことなく、残りの回数の接種(2、3回目又は3回目)を行う。

ウ 接種中断者に残りの回数の接種を行う場合は、従来どおり、標準的な接種方法をとることができない場合の間隔とする。

エ 接種中断者には、過去に接種歴のあるHPVワクチンと同一の種類のワクチンを使用する。ただし、過去に接種したHPVワクチンの種類が不明である場合は、キャッチアップ接種を実施する医療機関の医師と被接種者とで十分に相談の上、接種するHPVワクチンの種類を選択する。

3 自費接種済み者への償還払いの実施について

キャッチアップ接種の対象者のうち、定期接種を受けておらず、定期接種の対象年齢を過ぎて、HPVワクチン(2価または4価)の接種を令和4年3月31日までに自費で受けた方に対して、令和7年3月31日までの間、実費相当額の償還払いを実施する。

4 その他

本事業については、対象者への個別通知のほか、区ホームページ、区報等により周知を行う。